ŌMIYA NEWS
No.138　2026年2月12日 JR東労組大宮地本

申16号「高崎エリアの車両メンテナンス体制の再編について」に関する申し入れを行う！

JR 東労組大宮地本は首都圏本部に対し、申16号「高崎エリアの車両メンテナンス体制の再編について」に関する申し入れを行いました。今施策は、「(1)高崎エリア車両センター(仮称)を設立し、新前橋派出所(仮称)、籠原派出所(仮称)設置する(2)高崎車両センター、ぐんま車両センターを廃止する(3)現在、高崎車両センター構内で実施している 211 系の交番検査等の業務をJR高崎鉄道サービス株式会社へ委託する」という内容から、これまでの職場が大きく変化していく施策となっています。

しかし、会社から提案を受けた際において、新職場における体制については「新しい体制においては検討中」という事が述べられ、地本としては「出面の数が減となることを示されている中で、新体制は未だ検討中という事は減要素が明らかになっていない」ことを指摘してきました。また、新前橋派出(仮称)においてはサテライトオフィスを設置し、交番検査を委託以降も体制を取ることが明らかになりましたが、委託先会社との関係においては偽装請負防止対策を行う必要性もあります。

大宮地本は、交渉を通じて働きやすい職場をつくり出していくために申し入れを行いました。今後、現場の組合員と連携していきます！

1. 群馬車両センターにおける新体制と出面の数が減少する根拠を明らかにすること。また、不安解消に向けて社員周知の場を設定すること。

2. 新職場における教育に関しては、異なる車種が所属する車両センターの統合となることから教育スケジュールを明確にした上で、組合員・社員が不安なく業務に従事することが出来る体制にすること。

3. 監督員・監督員補助の指定に関する考えを明らかにすること。また、新前橋派出におけるサテライトオフィスの JR 社員が使用するデスク配置については偽装請負が発生しない策を講じること。

4. 異常時対応における直営・委託の線引きを明確にすること。

5. 委託される業務を行うための出向は行わないこと。また、高崎車両センターの活性化という目的を理由に本人希望を無視した異動が行われてきたことから、統合に伴い本人希望を尊重すること。